

資料 3

IT革命を推進するための電気通信事業における競争政策の在り方についての特別部会の設置

平成十三年一月十七日
情報通信審議会決定第二号

臨時に、次の部会を設置する。

- 一 名称
IT革命を推進するための電気通信事業における競争政策の在り方についての特別部会
- 二 組織
会長が指名する委員、臨時委員及び専門委員
- 三 所掌
平成十二年電気通信審議会諮問第二十九号「IT革命を推進するための電気通信事業における競争政策の在り方について」の調査審議
- 四 設置期限
前項の諮問事項に関する審議会答申の日までとする。
- 五 委員会
 - 1 部会長は、部会の審議すべき事項のうち専門的な事項を調査するため、主査を長とする委員会を置くことができる。
 - 2 委員会の構成、議事の手続、その他その運営に関し必要な事項は、部会長が定める。

六 作業部会

- 1 部会長は、作業部会を置くことができる。
- 2 作業部会の運営に関し必要な事項は、部長及び主査が協議して定める。